

## 第 1 章 計画の策定に当たって

# 1 計画策定の趣旨

人口減少、少子高齢化が急速に進展していく中で、ひとり暮らし世帯、高齢者世帯が増えるとともに、地域における人と人とのつながりが希薄化して、地域で互いに支えあう関係づくりが難しくなっている状況です。

また、社会・経済情勢の変化に伴う雇用環境の悪化等の影響により、生活困窮やひきこもりによる貧困の連鎖や社会的孤立をはじめ、8050問題、ダブルケア、さらに、認知症や知的障害その他の精神上的の障害により、財産の管理や日常生活等に支障が出るなど、個人や世帯が抱える問題は、複雑・複合化しています。

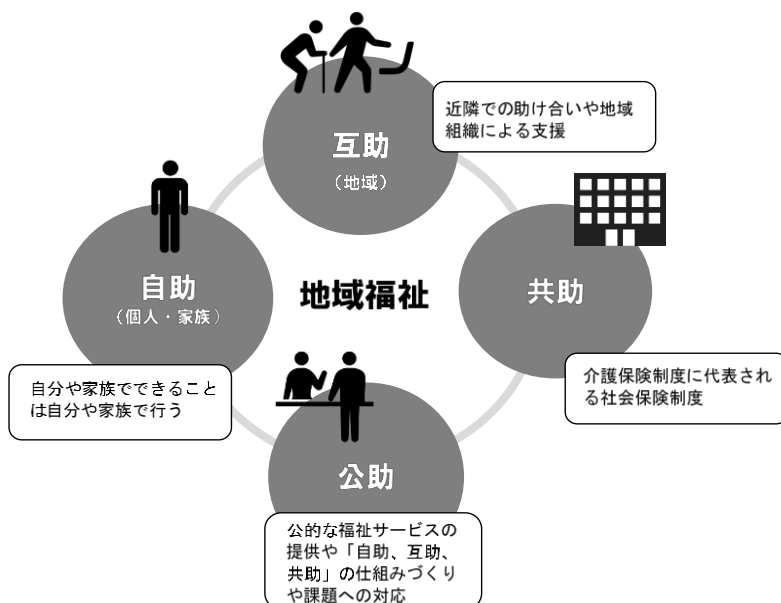
国においては、これらの地域課題の解決に向け、地域福祉の推進に係る様々な検討がなされ、医療・介護・住まい・生活支援が一体的に提供される“地域包括ケアシステム”や生活困窮者自立支援制度の創設、成年後見制度の利用促進などについて、市をはじめ、関係機関や団体、事業者とともに、地域住民が連携して取り組んでいくように方針が示されているところです。

さらに、制度・分野ごとの『縦割り』や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が『我が事』として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて『丸ごと』つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会である「地域共生社会」の実現に向けて取組を進めることとされています。

本市では、地域福祉に関する理念や取組の方向性を示す総合的な福祉計画として、平成18年3月に「加古川市地域福祉計画」を策定し、5年ごとに見直しを行ってきました。

上記の社会・経済情勢の変化を踏まえ、様々な生活・福祉課題の解決に向けて、住民が自ら行うこと（自助）、地域での見守りや支えあい（互助）、介護保険制度等による社会保険制度（共助）、公的な福祉サービス（公助）の連携による取組を進めるため、「第4期加古川市地域福祉計画」を策定します。

## ■連携による取組のイメージ



## 2 計画の位置づけ

### ① 法律の根拠

地域福祉を推進していく一環として、社会福祉法第 107 条で市町村が「地域福祉計画」を策定することが規定されています。「加古川市地域福祉計画」は、社会福祉法第 4 条に規定された地域福祉の推進を図り、個人が人としての尊厳をもって、家庭や地域の中で障害の有無や年齢にかかわらず、その人らしく安心して生活ができる地域共生社会の実現という目的を明確にし、本市の実情にあった地域福祉を計画的に推進するためのものです。

平成 30 年 4 月施行の改正社会福祉法により、第 107 条に地域における高齢者の福祉、障がい者の福祉、児童の福祉等に関して、共通して取り組むべき事項が規定され、各福祉分野に横串を通す横断的な体制整備の内容が追加されました。

さらに、令和 3 年 4 月施行の改正社会福祉法により、第 4 条で地域福祉を推進する上での地域共生社会の理念の追加や、第 107 条で地域生活課題の解決に向けての包括的支援体制の整備に関する事項が規定されています。

#### 社会福祉法（抄）

（地域福祉の推進）

第 4 条 地域住民、社会福祉を目的とする事業を営む者及び社会福祉に関する活動を行う者は、相互に協力し、福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が与えられるように、地域福祉の推進に努めなければならない。

（地域福祉の推進） 「令和 3 年 4 月 1 日施行」

第 4 条 地域福祉の推進は、地域住民が相互に人格と個人を尊重し合いながら、参加し、共生する地域社会の実現を目指して行われなければならない。

2 地域住民、社会福祉を目的とする事業を営む者及び社会福祉に関する活動を行う者は、相互に協力し、福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が与えられるように、地域福祉の推進に努めなければならない

（市町村地域福祉計画） 「平成 30 年 4 月 1 日施行」

第 107 条 市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定するよう努めるものとする。

- ① 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
- ② 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- ③ 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- ④ 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項
- ⑤ 前条第 1 項各号に掲げる事業を実施する場合には、同項各号に掲げる事業に関する事項

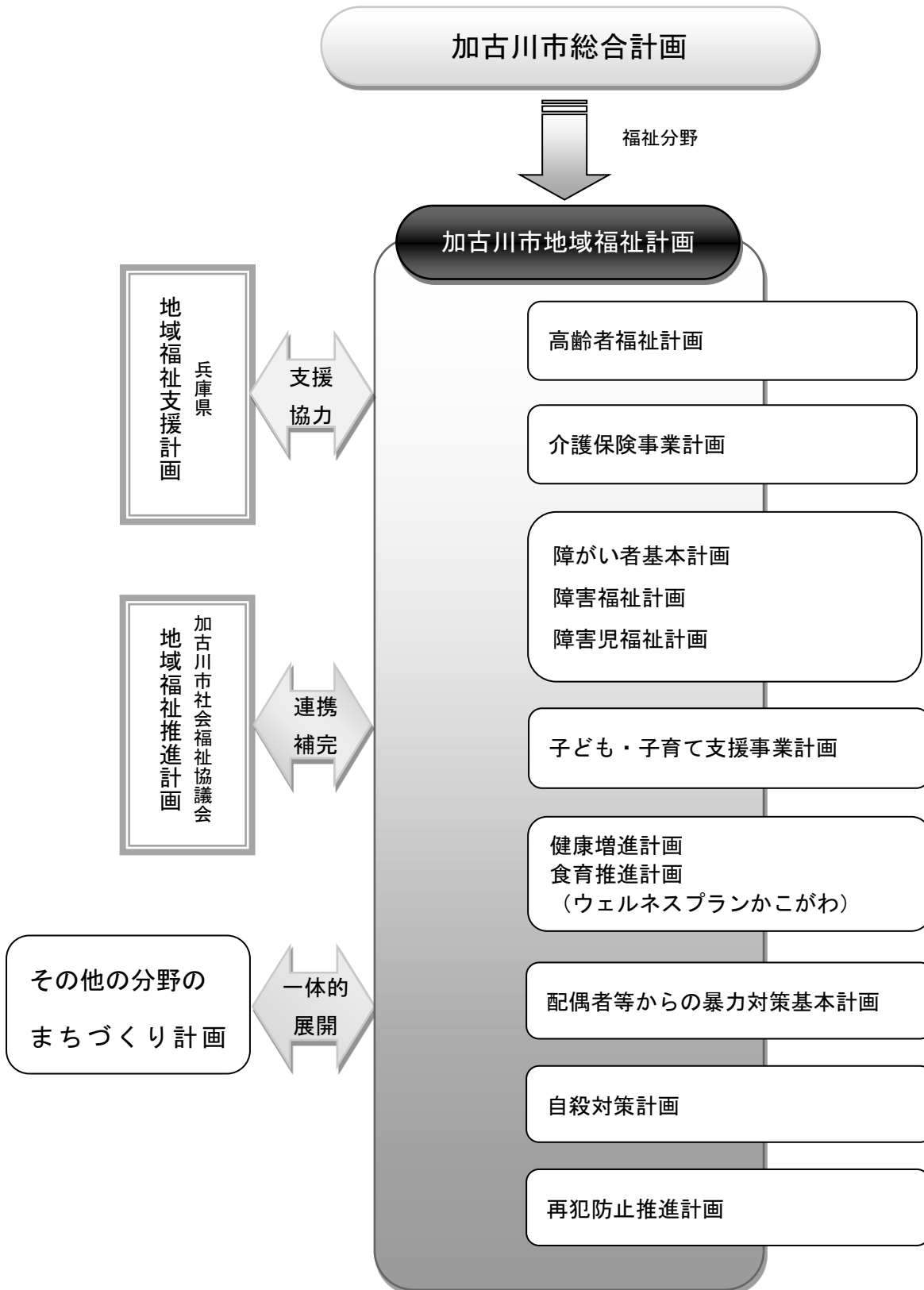
（市町村地域福祉計画） 「令和 3 年 4 月 1 日施行」

第 107 条 市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定するよう努めるものとする。

- ① 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
- ② 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- ③ 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- ④ 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項
- ⑤ 地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備に関する事項

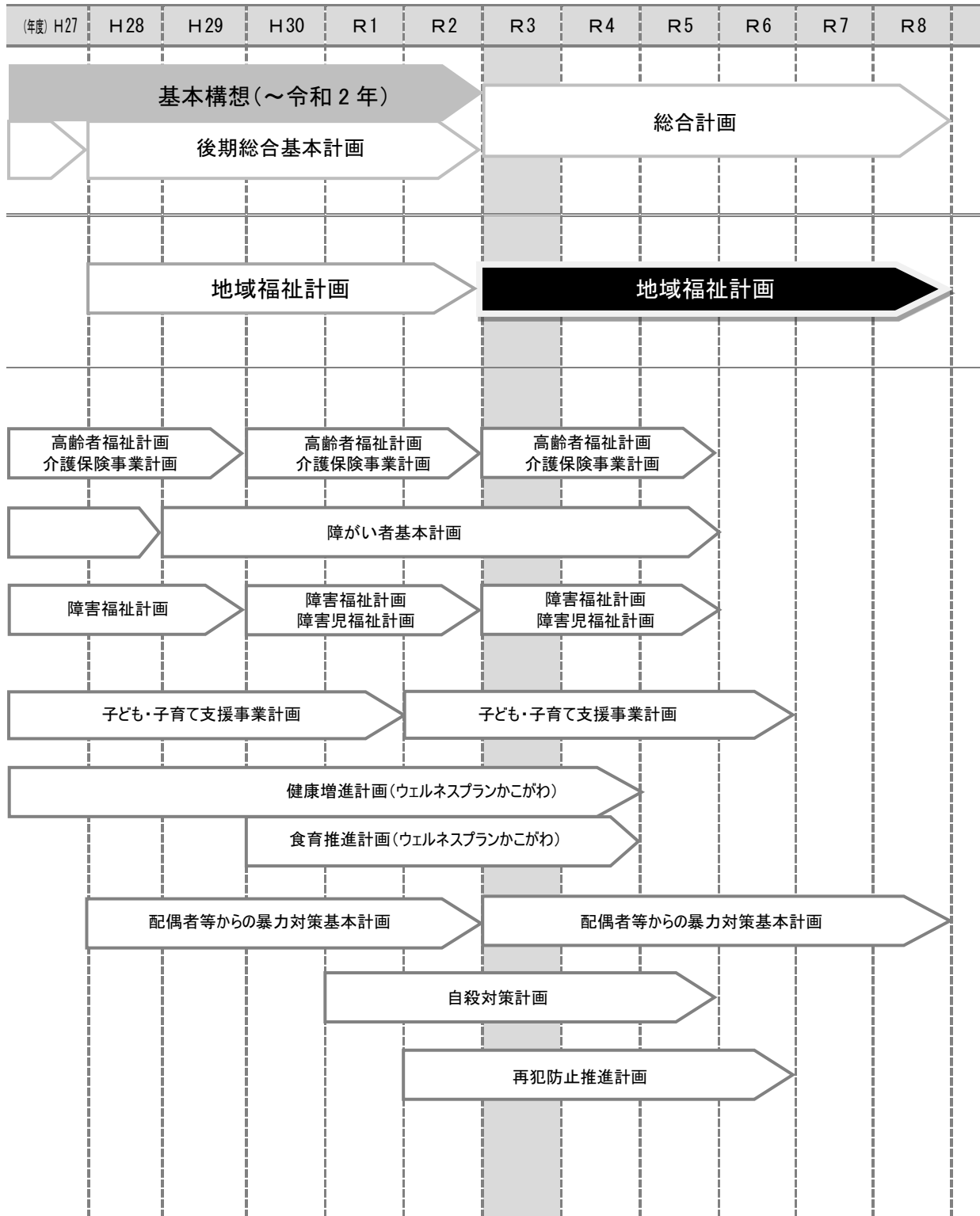
## ② 他の計画との関連

第4期加古川市地域福祉計画は、「加古川市総合計画」を上位計画とし、これまでに策定され、実行されてきた各分野別の福祉計画等との整合を図って策定します。



### 3 計画の期間

本計画の計画期間は、令和3年度から令和8年度までの6年間とし、社会情勢の変化や市民ニーズに対応するため、必要に応じて計画の見直しを行います。



## 4 計画の策定体制

計画の策定に当たっては、学識経験者、保健・医療・福祉関係者、地域及び市民団体代表者、市民代表（公募委員）から構成される「加古川市地域福祉計画策定委員会」を設置し、幅広い分野から意見を取り入れる体制をとっています。

